

神戸市公立大学法人 ガバナンス・コード

2021 年 3 月

2022 年 4 月改訂

2023 年 4 月改訂

神戸市公立大学法人ガバナンス・コード

はじめに

神戸市公立大学法人（以下「法人」と言う。）は、神戸市外国語大学（以下「大学」と言う。）がその理念を達成できるよう、本ガバナンス・コードを定め、次に定める事項を実行する。

- （１）組織内部において適切な執行と監督の仕組みを構築し、適切に運用する。
- （２）大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、関係者への説明責任を果たす。

第 1 章 大学設置の目的と果たすべき役割

1-1 建学の理念（大学の使命）

大学は、神戸市における外国語および国際文化に関する実践教育や理論研究の中心として市民の大学教育に対する要請にこたえるとともに、全国から優秀な学生を集め、世界で活躍できる人材を育成する。その教育・研究の優れた成果を広く発信することにより、地域の「知の拠点」としての役割を果たし、地域の社会および産業の発展に貢献するとともに、世界の高等教育および学術研究の向上に寄与し、国際都市神戸の魅力を高める。

また、公立大学の使命として、社会格差によって疎外されることのないように教育機会の提供に努める。

1-2 設立団体の責務

神戸市は、法人の設立団体として、「学問の自由」の精神に則り、大学の教育と研究の特性に配慮し、その自主性、自律性を尊重する。大学設置の目的を実現し、その水準の向上を図るために、中期目標を定める。本ガバナンス・コード第 3 章に記された「大学の役割」を大学が果たせるように、その運営を支援する。

1-3 教育と研究の目的

大学は、高度で先進的な研究に基づいて、現代の多様化した世界を深く理解し、その中で能動的に活躍できる人材（行動する国際人）を育成するとともに、学術の発展に寄与することを目的とする。

第 2 章 法人組織

法人は、第 1 章に掲げる目的のために、大学を設置する。

法人には、その運営のための組織として理事会と経営協議会を置く。

大学設置の目的達成に向けて、大学が自主的・自律的に教育・研究・社会貢献を行い、

社会に対する役割を果たすために、理事長のリーダーシップによる、迅速かつ的確な意思決定にもとづく法人経営が可能となる体制を構築する。そのために意思決定に関わる組織等の責務を明確にする。さらに、神戸市が策定する中期目標を実現するために中期計画および年度計画を定め、着実に実行することで大学の目的を実現するとともに、評価委員会による業務の実績にかかる評価を受審し、大学運営の質向上を図る。

2-1 理事長の責務

理事長は、法人を代表し、経営協議会、教育研究評議会等の経営・教学運営に関する会議の審議を尊重した上で、さらに多様な関係者の意見を踏まえて法人全体の機能強化を図り、大学の教育・研究・社会貢献の成果を最大限に発揮するよう努めなければならない。

理事長は、大学設置の目的を実現するために、ビジョンや目標を定め、その成果や課題等の情報を、学内外に積極的に発信することで、経営の透明性を高め、社会からの大学に対する理解と支持を得るように努めなければならない。

理事長は、ビジョンを実現するために、理事等の理事長を補佐するための人材を適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行を支援する体制を整備しなければならない。

2-2 副理事長の責務

副理事長は、法人を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

2-3 理事の責務

理事は、理事長が示すビジョンや目標を踏まえて、その実現のために、理事長の定めるところにより役割、権限、責任を分担しながら、その高い識見、経験にもとづき、円滑な法人運営に向けて理事長を補佐する。

2-4 理事会

理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成され、法人の重要事項について審議し、理事長へ意見を述べる。

2-5 監事

監事は、法令等に則って、会計監査と業務監査を担い、監査を通じて、教育研究や社会貢献の状況、法人内部の意思決定システムといった法人の経営が適正かつ効果的・効率的に機能しているかについて監査しなければならない。

法人は、監事が、独立性を保持しつつ、十分かつ適切に監査業務を遂行し、効果的・明示的に牽制機能を果たすことができるように体制を整えなければならない。

2-6 経営協議会

経営協議会は、法人組織・経営に関わる重要事項について審議し、理事長に対し意見を述べる。

経営協議会は、理事長、副理事長、理事、ならびに法人の役員または職員以外の者で、

理事長が選任する大学に関する高い見識を有する者で構成される。ただし、学外の有識者は委員総数の過半数とする。

学外委員の選任に当たっては、多様な関係者の意見を聞き、その知見を法人経営に反映させることができるように、明確な方針に基づかなければならない。

法人は、学外委員に対して、的確な判断が可能となるように、大学の教育研究に関する情報や課題を提示し、十分な現状理解を得られるようにしなければならない。

2-7 学長選考会議

学長選考会議は、経営協議会と教育研究評議会から同数名を選出し、構成され、学長の選考や解任等を担う。学長選考会議は、自らの権限と責任に基づいて、学長にふさわしい人物像を明らかにし、広く学内外から学長となるにふさわしい者を求め、主体的に選考を行わなければならない。

学長選考会議は、学長の職務の遂行が適当ではなく、職務を継続させるべきではないと認める場合は、学長の解任を理事長に申し出る。学長選考会議は、学長の職務が適切になされているかを評価するために、確認を行わなければならない。

第3章 大学組織

I 大学

3-I-1 大学の役割

大学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定めるところに従い、外国語ならびに国際文化に関する理論及び実務を教授研究し、広い国際知識及び円満な人格を具備する人材を育成する。

(1) 教育

大学の設置目的にかなう人材育成のために適切な教育課程を編成し、実施する。

修学機会の保障や、学修成果の可視化等、教学マネジメントを確立する。

大学の目指す人材育成に合致した学生を選抜する。

そのために、大学の理念と目標に沿って、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を定め、公表する。

(2) 研究

教育の質を保証するために必要となる高度な学問水準を維持し、発展させる。

学問の自由の観点から研究内容への不当な干渉を排する。

(3) 成果の社会還元（社会の発展への寄与）

教育・研究の優れた成果を広く社会に提供することにより、地域の社会および産業の発展に貢献する。

学術成果を公開することで、高等教育及び学術研究の向上に寄与する。

3-I-2 学長・副学長

学長は、大学の目的を実現するために、社会や教育に関する状況を的確に把握し、教学運営に関する会議の審議を尊重した上で、多様な関係者の意見を踏まえて、大学運営に責

任を負う者として、リーダーシップを発揮して大学の教育研究の成果を最大にあげなくてはならない。

副学長は、学長の定めるところにより校務を分掌することで学長を補佐し、大学の円滑な運営に寄与しなくてはならない。

3-I-3 大学役員会

大学役員会は、学長・副学長・事務局長で構成し、教育・研究に関する事項について、学長決定を補佐する。

3-I-4 教育研究評議会

教育研究評議会は、法人の経営方針を踏まえ、その教育研究に関する見識に基づいて、大学の教育と研究に関わる重要事項について審議し、学長に対し意見を述べる。

教育研究評議会は、学長、学長が指名する役員（監事を除く）及び教育研究上の重要な組織の長、ならびに法人の役員または職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が委嘱する者で構成される。

学外委員の選任に当たっては、多様な関係者の意見を聞き、その知見を大学運営に反映させることができるように、明確な方針に基づかなければならない。

大学は、学外委員に対して、的確な判断が可能となるように、大学の教育研究に関する情報や課題を提示し、十分な現状理解を得られるようにしなければならない。

II 学部および研究科

大学に、外国語ならびに国際文化に関する理論及び実際を教授研究し、広い国際知識及び円満な人格を具備する人材を育成するため、外国語学部を設置する。

大学に、高度な学術研究を進め、深い学識と卓越した能力を備えた人材を育成するために大学院(以下、研究科)を設置する。

3-II-1 学部長・研究科長

学部に学部長を、研究科に研究科長を置く。

学部長は教授会を、研究科長は研究科会議を主催し、教育研究に関わる事項について学長に対する意見を取りまとめ、学長に伝える。

また、学部および研究科内の教育・研究に関わる事項について委員会に諮問する。

3-II-2 教授会・研究科会議

学部に教授会を置く。教授会は教授、准教授、講師、助教によって構成される。教授会は、学校教育法の定めに従って、学部の教育と研究に関わる事項について教授会としての学長への意見を述べる。

研究科に研究科会議を置く。研究科会議は、大学院科目を担当する教授、准教授、講師で構成し、学校教育法の定めに従って、研究科に関わる事項について学長への意見を述べる。

III 教職員

教員・職員は、対等な立場での協働により、中期計画の策定・実行・評価による大学価値の向上を図り、大学の発展を目指さなければならない。

また、教員・職員は、秘密の保持義務が課されるなど刑法その他の罰則については公務員と同様に取り扱われる「みなし公務員」であることを常に意識し、法令を遵守しなければならない。

3-III-1 教員

教員は、大学における教育に責任を持ち、教育の質向上のために努めるとともに、学術研究の向上に資する高度な研究を行う。研究の実践に際しては、研究倫理規程を遵守し、研修により常に高い倫理性を維持する。

3-III-2 職員

法人及び大学の職員としての専門性と資質向上のための取組を推進し、法人及び大学の円滑な運営につとめ、自ら研鑽を積み、更なる発展に寄与する。

IV 図書館

図書館は、「図書館の自由に関する宣言」および「図書館員の倫理綱領」によって示された図書館の社会的責任を自覚し、学生の学び、教員の教育研究活動に資するために、資料や情報の収集と保存、活用、啓発活動につとめ、円滑な利用のための環境を整えなければならない。

また、市民への開放などによって地域社会への貢献にも努めなければならない。

第4章 公共性・信頼性

法人および大学は、高等教育機関の社会的使命として、人権や環境に配慮し、持続可能な社会の実現を目指す。そのために、社会や大学に関わる各方面からの信頼性を高め、法令を遵守した透明性のある組織運営を行い、社会貢献を積極的に進める。

4-1 学生に対して

大学は、学位授与要件を示すディプロマ・ポリシー、教育課程策定方針であるカリキュラム・ポリシー、入学生に求める要件を示すアドミッション・ポリシーの3つのポリシーを策定し、公表する。

授業の方法および内容並びに1年間の授業の計画を明示する。

学修の成果に係る評価及び卒業の認定の基準を明示し、適切に行う。

4-2 社会に対して

大学は、公立大学として、地域の「知の拠点」としての役割を果たす。

社会の発展に寄与するために、教育・研究活動の成果を社会に還元することに努める。
環境問題をはじめとする持続可能な社会へ向けての課題に対応する。

法令の定めるところに従い、自己点検を行い、認証評価機関による評価を受審し、その結果を社会に公表する。指摘や意見を大学運営に反映させ、教育の高度化、学修環境の整備・充実に取り組む。

学部、学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表する。

4-3 設立団体に対して

法人は、法令の定めるところに従い、神戸市の評価委員会による評価を受審し、その指摘や意見を法人運営に反映させる。神戸市の発展に寄与するために、「知の拠点」として、教育・研究活動の成果を地域社会に還元することに努める。

4-4 教職員に対して

法人は、関係する労働法令および本学就業規則等に基づき、適切な労働条件の下で雇用するとともに、勤務時間・休日・休暇等の管理を適切に行い、教職員が、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備に努める。

教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員を対象とした、必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けるほか、必要な取組を行う。

4-5 危機管理および法令遵守

法人及び大学は、災害や不祥事に対応した危機管理マニュアルを定め、その円滑かつ厳正な運用ができる体制を整える。迅速で責任ある対応がとれるようにコンプライアンス関係規程を整え、法令遵守のための体制を整備し、研修等によりその周知を行い、運用を徹底する。

第5章 情報公開

公立大学は、高等教育の担い手として、地域のみならず世界に向けて、質の高い人材を養成する機関であることから、その運営や教育研究活動について、透明性の確保が求められる。そのため、大学に関わるステークホルダーへの情報公開を積極的に行い、その支持を得ることが肝要である。

ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーおよびアドミッション・ポリシーの3つのポリシーを公にし、さらに教学マネジメントの観点から、学生が大学において享受できた教育成果を、その根拠とともに公開することで、大学の目指す理念を明確に社会に示し、入学者が期待する教育と大学が提供する教育の間に、また社会が期待する人材育成の間に、齟齬が生まれないように努める。

その透明性の確保と信頼醸成のために、認証評価機関の評価結果や議事録を公表するなど、公立大学として求められる情報を公開する。

おわりに

神戸市公立大学法人は、大学設置の目的を実現するにあたり、このガバナンス・コードにもとづき、すべてのステークホルダーに対して、透明性のある運営に努める。また、教育環境や社会状況の変化などに対応して本コードの不断の見直しを行い、法人及び大学に対する高い信頼性を維持する。